

平成27年1月
から

どう変わる？

相続税・贈与税

＜相続税の主な改正内容＞

改正① 基礎控除額が「従来の6割」へ縮小

相続税は遺産額から基礎控除を引いて計算されますが、平成27年1月1日以降に発生した相続については基礎控除額が以下のように縮小されます。

例えば4人家族（夫・妻・子供2人）の夫が亡くなった場合、改正前であれば基礎控除は $5,000\text{万円} + 3\text{人} \times 1,000\text{万円} = 8,000\text{万円}$ であったのに対し、改正後は $3,000\text{万円} + 3\text{人} \times 600\text{万円} = 4,800\text{万円}$ （改正前の6割）にまで下がることとなります。

改正前	改正後
$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$	$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

改正② 相続税の最高税率が「55%」へ

相続税は、課税される遺産の金額に応じ、金額が高くなれば高くなるほど、税率が高くなる「超過累進課税」という制度が採用されています。

今回の改正により、平成27年1月1日以降の相続では各相続人の法定相続分相当額が2億円超の税率が高くなり、6億円超の部分については55%の税率がかかることとなります。

改正前後における相続税率の比較	法定相続分に応ずる取得金額		平成26年12月31日まで		平成27年1月1日以後	
	税率	控除額	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円
3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	30%	700万円	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円以下			45%	2,700万円		
6億円以下	【3億円超】 50%	4,700万円	50%	4,200万円	55%	7,200万円
6億円超						

改正③ 小規模宅地等の特例における特定居住用面積の拡大と二世帯住宅用地の要件緩和

小規模宅地等の特例とは、一定の要件に当てはまる土地については評価額を減少してくれる特例で、この特例を活用することにより、相続税の節税が可能となります。

また、この特例は大きく分けて「特定居住用」「特定事業用」「貸付事業用」の3つがあります。

そして、この3つのうち、特定居住用の土地については評価額を80%減額することができ、課税される評価額は本来の評価額の20%となります。

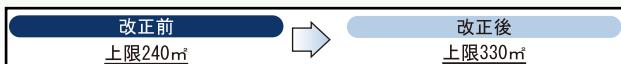
しかし、広大な土地の場合は、その土地の全てが対象となるわけではなく、現行制度では80%減額の対象とされる面積は240m²が上限となっています（土地のうち240m²を超える部分は本来の評価額とされます）。

平成27年1月1日より、相続税・贈与税が改正されました。改正前の相続税では、相続が発生しても多くの場合が基礎控除額の範囲内であったため、相続税を支払っている人は約4%でした。しかし、今回の改正により相続税の対象となる人が大幅に増え、相続税は「一般大衆に対する課税」と変わってくる見込みです。「相続税なんて無関係」と思っていらっしゃる人も、今後は相続税の対象になる可能性がでてきますので、相続税・贈与税の改正内容を押さえておきましょう。

今回の改正では、平成27年1月1日以降の相続については、この特定居住用の面積上限が240m²から330m²になります。

これにより、240m²超の特定居住用の対象土地をお持ちの人については、330m²まで80%減額することが可能となり、一層の節税が可能となります。

加えて二世帯住宅については、改正前は建物内部で二世帯の居住スペースがつながっていないと特定居住用の特例の適用が出来なかったところ、改正後は構造上の要件が撤廃されることとなります。

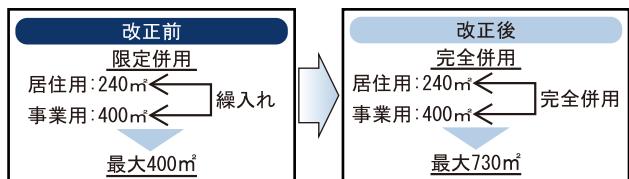


改正④ 小規模宅地等の特例における特定居住用と特定事業用の完全併用が可能に

小規模宅地等の特例については、「特定居住用」「特定事業用」「貸付事業用」の3制度について複数制度を選択することが可能です。

ただし、現行制度では対象となる土地の面積について調整計算を行わなければならず、「特定居住用（面積上限240m²）」と「特定事業用（面積上限400m²）」の2つの適用を受けようすると、調整計算によって最大400m²までしか対象となりません。

それが今回の改正によって、平成27年1月1日以降の相続については、「特定居住用（面積上限330m²）」と「特定事業用（面積上限400m²）」については、調整計算を行わずに、合計730m²までを対象とすることができるようになるため、要件に当てはまれば一層の節税が可能となります。



改正⑤ 未成年者控除、障害者控除の拡大

未成年者控除とは、相続人（相続により遺産をもらう人）が一定の要件を満たす未成年者の場合、その相続人の相続税額から一定の金額が控除されるという制度です。

また障害者控除とは、相続人（相続により遺産をもらう人）が一定の要件を満たす85歳未満の障害者である場合、その相続人の相続税額から一定の金額が控除されるという制度です。

今回の改正によって、平成27年1月1日以降の相続等については、これらの控除額が以下のように拡大されます。

改正前	
未成年者控除	6万円 × 20歳に達するまでの年数
障害者控除	$6\text{万円} (\text{特別障害者: } 12\text{万円}) \times 85\text{歳に達するまでの年数}$
改正後	
未成年者控除	10万円 × 20歳に達するまでの年数
障害者控除	$10\text{万円} (\text{特別障害者: } 20\text{万円}) \times 85\text{歳に達するまでの年数}$

より良い会社を目指し、地域社会づくりに役立つために仲間に加わろう

めざします 企業の繁栄と社会への貢献



公益社団法人 平塚法人会

〒254-0807 平塚市代官町11番38号
TEL.0463-21-2891 FAX.0463-24-0785



どう変わる？相続税・贈与税

＜贈与税の主な改正内容＞

改正① 贈与税率（暦年課税）の見直しと20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率の創設

平成27年1月1日以降の贈与（暦年課税）については、相続税率改正に伴って贈与税率の改定も行われます。

また、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から、平成27年1月1日以降に祖父母・父母から20歳以上の子・孫等の直系卑属への贈与を行う場合には、一般的の税率と異なる税率が適用されます。

この結果、年間の贈与財産が400万円超の財産を直系卑属に贈与する場合には、改正前より節税が可能となります。

改正前後における贈与税率の比較

基礎控除後の課税価格	平成26年12月31日まで		平成27年1月1日以後			
	税率	控除額	一般		直系卑属	
			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下			50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下			(3,000万円超)	400万円	50%	415万円
4,500万円超					55%	640万円

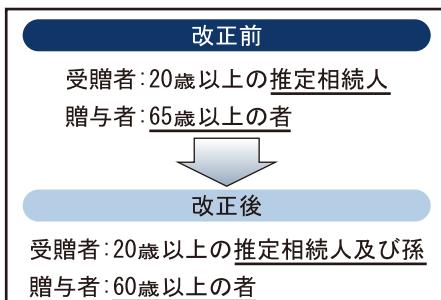
改正② 相続時精算課税制度の要件の緩和

相続時精算課税制度とは、20歳以上の推定相続人が65歳以上の贈与者から贈与を受けた財産について、2,500万円までは贈与時の贈与税は非課税（2,500万円を超える部分については20%の税率で贈与税が課税）とされ、その贈与者が亡くなった場合には、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合算して、相続税として精算（本制度により納付した贈与税額については相続税額から控除）する制度です。

今回の改正によって、平成27年1月1日以降の相続時精算課税の適用については、贈与者の年齢が60歳以上に緩和され、また受贈者に孫が加えられました。

この制度は、将来値上がりしそうな財産や賃貸アパートなどの収益物件を相続前に移転するために用いることが多いのですが、今回の改正で対象者が拡大するため使いやすさが増すことになります。

（ただし孫に対する相続時精算課税贈与については、相続時に相続税額が2割増しとなることから相続まで見据えて実行する必要があります）



改正《相続・贈与税》

事業承継税制の要件の緩和

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度とは、中小企業等の後継者が相続等によりその会社の株式を被相続人から取得した場合に、一定要件を満たせばその株式に係る相続税の80%が納税猶予されるという制度です。

また、相続だけでなく贈与の場合も、一定要件を満たせば、その株式に係る贈与税の80%が猶予されます。

（相続・贈与とともに発行済議決権株式総数の3分の2までの非上場株式等が対象となります。）

この納税猶予制度について、平成27年1月1日以降の相続または贈与について、以下のようないくつかの適用要件の緩和が行われます。

適用要件の緩和

1. 雇用確保要件の緩和

「毎年8割以上」が必要

「5年間平均で8割以上」に。

2. 後継者の親族間承継要件の廃止

「親族間での承継」が必要

「親族に限らず適用が可能」に。

3. 先代経営者の役員退任要件の緩和〔贈与税〕

「役員の退任」が必要

「代表者退任要件（有給役員として残留可）」に。



法人会は、
事業承継税制、
相続・贈与税に
改正を求めてい

法人会が主張した事業承継税制での「親族外への事業承継の要件緩和」は実現しました。

法人会では我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献し、経済の根幹を支える重要な存在であり、その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものであるとして事業承継税制に対しては、強く、税制提言を行ってきています。

同税制に対して、法人会は、さらに、

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税猶予割合（80%）を100%に引き上げること。

②事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設などを求めています。

また、相続・贈与税では、

①相続税の課税強化は行うべきでない、

②相続時精算課税制度の特別控除額（2500万円）の引上げを求めています。
《法人会平成27年度税制提言より》

本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済を支える中小企業に配慮を！

法人会の税制改正への提言活動に
ご支援ご理解をお願いします。